

組合員各位

2020公告第3号
2020年5月11日

愛知県豊田市若宮町2丁目66番地
豊田グランドビル2F
トヨタ関連部品健康保険組合
理事長 長谷川



組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部及び組合会会議規則の一部が、別紙のとおり変更になりますのでお知らせします。

以上

新旧条文対照表

新	旧
(組合会の招集)	(組合会の招集)
<p>第16条 理事会において組合会の召集を决定したときは、理事長は、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に召集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の召集状には、会议の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p>3 議員の定数の3分の1以上の者から、会议の目的である事項を示して組合会の召集の請求があつたときは、理事長は、組合会を10日以内に召集しなければならない。この場合における召集の手続に関しては、第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>4 <u>組合会はテレビ会议システム及びweb会议システム等遠隔地とのやり取りができる会议システム(以下「会议システム」という。)により开催することができる。</u></p>	<p>第16条 理事会において組合会の召集を决定したときは、理事長は、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に召集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の召集状には、会议の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p>3 議員の定数の3分の1以上の者から、会议の目的である事項を示して組合会の召集の請求があつたときは、理事長は、組合会を10日以内に召集しなければならない。この場合における召集の手續に関しては、第1項及び第2項の規定を準用する。</p>
(代理)	
<p>第16条の2 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面をもって、議決権又は選挙権を行使できる。</p>	
(組合会の傍聴)	(組合会の傍聴)
<p>第18条 組合員は、組合会の会议を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があつたとき又は<u>会议システム</u>により組合会を開催したときはこの限りでない。</p>	<p>第18条 組合員は、組合会の会议を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があつたときはこの限りでない。</p>
(組合会の議決事項)	
<p>第19条の2 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならぬ。</p> <p>(1)規約の変更 (2)収入支出予算及び事業計画 (3)収入支出決算及び事業報告 (4)規約及び規程で定める事項 (5)その他重要な事項</p> <p>2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第16条の2の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会议に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</p> <p>(1)議員の疾病、負傷 (2)議員に係る災害又は交通途絶 (3)災害等の発生による外出自粛要請</p> <p>3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</p>	

新旧条文対照表

新	旧
<p>(会議録の作成)</p> <p>第20条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)開会の日時及び場所 (2)議員の定数 (3)出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに表決委任をした議員の氏名、数、及び委任を受けた議員の氏名。 (4)議事の要領 (5)議決した事項及びその賛否の数 <p>2 <u>会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1)会議システムで組合会を開催した旨 (2)会議システムにより、出席者の音声と映像が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで審議に入った旨 (3)システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4)会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所 <p>3 <u>書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</u></p> <p>4 <u>会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。</u></p> <p>(理事会の招集)</p> <p>第27条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集のあったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対しその開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</p> <p>5 <u>理事会は会議システムにより開催することができる。</u></p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第20条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)開会の日時及び場所 (2)議員の定数 (3)出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、並びに表決委任をした議員の氏名、数、及び委任を受けた議員の氏名。 (4)議事の要領 (5)議決した事項及びその賛否の数 <p>2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p> <p>理事会の招集)</p> <p>第27条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集のあったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対しその開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。</p>

新旧条文対照表

新	旧
(理事会の議事) 第29条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。 6 <u>理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。</u> (1)理事の疾病、負傷 (2)理事に係る災害又は交通途絶 (3)災害等の発生による外出自肃要請 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。	(理事会の議事) 第29条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことは出来ない。 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
(理事長の職務及び専決) 第31条 理事長は、組合の事務を総理し、第28条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。 2 理事長は、施行令第7条第4項の規定により、緊急に行う必要なものを処分することができる。 3 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。	(理事長の職務及び専決) 第31条 理事長は、組合の事務を総理し、第28条の規程により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。 2 理事長は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第7条第4項の規定により、緊急に行う必要なものを処分することができる。 3 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。
附則 (施行期日) 第1条 この規約は、令和2年7月1日から施行する。	附則 (施行期日) 第1条 この規約は、平成30年8月1日から施行する。

新旧条文対照表

新	旧
<p>(開催方法)</p> <p>第1条の2 <u>組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。</u></p>	
<p>(会議システム)</p> <p>第7条の2 <u>会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</u></p>	
<p>附 則</p> <p>本規則は、昭和48年4月1日から施行する。</p> <p>一部改定 平成29年1月1日 第26条 表決の方法 一部改定 平成30年8月1日 第2章 読み会 削除 <u>一部改定 令和 2年7月1日 第1条の2 開催方法 追加</u> <u>第7条の2 会議システム 追加</u></p>	<p>附 則</p> <p>本規則は、昭和48年4月1日から施行する。</p> <p>一部改定 平成29年1月1日 第26条 表決の方法 一部改定 平成30年8月1日 第2章 読み会 削除</p>